（農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部改正）

第三条　農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年農林水産省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
農薬取締法（以下「法」という。）第二十四条ただし書に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　（略） 二　法第三条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合 三・四　（略）	農薬取締法（以下「法」という。）第十一条ただし書に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　（略） 二　法第二条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合 三・四　（略）

（農薬取締法第二条第一項の登録を要しない場合を定める省令の一部改正）

第四条　農薬取締法第二条第一項の登録を要しない場合を定める省令（平成十五年農林水産省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
農薬取締法第三条第一項の登録を要しない場合を定める省令 農薬取締法第三条第一項ただし書に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一・二　（略）	農薬取締法第二条第一項の登録を要しない場合を定める省令 農薬取締法第二条第一項ただし書に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一・二　（略）

（農薬取締法第十二条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令の一部改正）

第五条　農薬取締法第十二条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令（平成十五年農林水産省環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
農薬取締法第二十五条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令 農薬取締法（以下「法」という。）第二十五条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬は、次の各号に掲げるものとする。ただし、試験研究の目的で使用する農薬、植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第一項、第十八条第二項及び第二十九条第一項の規定による防除を行うために使用する農薬並びに同法第十条第一項に規定する輸入国がその輸入につき輸出国の検査証明を必要としている植物及びその容器包装を輸出しようとする者が当該輸入国の要求に応じるため当該植物及びその容器包装に使用する農薬を除く。 一　現に法第三条第一項又は法第三十四条第一項の登録を受けている農薬 二　法第三条第一項又は法第三十四条第一項の登録を受けていた農薬であって、容器又は包装に法第十六条（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による表示のあるもの（法第十八条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）	農薬取締法第十二条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令 農薬取締法（以下「法」という。）第十二条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬は、次の各号に掲げるものとする。ただし、試験研究の目的で使用する農薬、植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第一項、第十八条第二項及び第二十九条第一項の規定による防除を行うために使用する農薬並びに同法第十条第一項に規定する輸入国がその輸入につき輸出国の検査証明を必要としている植物及びその容器包装を輸出しようとする者が当該輸入国の要求に応じるため当該植物及びその容器包装に使用する農薬を除く。 一　現に法第二条第一項又は法第十五条の二第一項の登録を受けている農薬 二　法第二条第一項又は法第十五条の二第一項の登録を受けていた農薬であって、容器又は包装に法第七条（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による表示のあるもの（法第九条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）

（愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部改正）

第六条　愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令（平成二十一年農林水産省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表 1　販売用愛玩動物用飼料の成分規格 (1)　(略) (2)　次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬をいう。）の使用に伴い残留するその農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生	別表 1　販売用愛玩動物用飼料の成分規格 (1)　(略) (2)　次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。）の使用に伴い残留するその農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化し